

令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）」に係る企画競争募集要領

令和5年5月19日
経済産業省
資源エネルギー庁
長官官房総務課需給政策室

経済産業省では、令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

GXの実現を通して、2050年カーボンニュートラル等の国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、経済成長・産業協力強化と脱炭素を同時実現するための産業構造・社会構造の変革を進めるために、GX基本方針が令和5年2月に閣議決定された。

今回のロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界エネルギー情勢が一変したことから、改めて我が国のエネルギーの供給体制の脆弱性と、エネルギー安全保障の課題が浮き彫りになった。周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい日本では、脱炭素関連技術に関する研究開発が従来から盛んであり、日本企業が技術的な強みを保有する分野も多い。こうした技術分野を最大限活用し、GXを加速させることは、エネルギーの安定供給にもつながるとともに、経済を成長軌道へと乗せる起爆剤としての可能性もある。

そのため、このGX基本方針で、GXで産業競争力強化と経済成長の実現を目指し、成長志向型カーボンプライシング構想の実現・実行をすることとした。本構想において、GX経済移行債については、10年間で20兆円規模の支援を行い、官民合わせて、150兆円規模の投資を引き出すこととしている。

したがって、今後20兆円規模の支援の、分野、時期、技術熟度、支援形態等の要素を具体的に検討していく必要がある。

そこで、本事業では、GXに向けた取組を強化する観点から、支援すべきGXの技術・事業の検討に向けて、諸外国のGXに係る取組の調査や、国内外の市場分析、個別分野・技術の評価等を行い、GXに関する政策の立案に活かしていくことを目的とする。

2. 事業内容

(1) 諸外国のグリーンに係る政策・技術動向の整理

本事業においては、パリ協定を踏まえたグリーン・エネルギー・産業等の戦略立案を進める海外各国（主にEU・米国・中国）の政策・技術動向の調査として、文

献調査に加えて、リアルタイムでの情報収集を行う。

また、必要に応じて、実際に海外に出張し、諸外国の政府機関や事業者、有識者等に対して事例調査・意見交換を行う。

なお、海外実地調査については、現時点では、欧米を中心に計1～2回程度の渡航を想定しているが、渡航先や頻度等は、資源エネルギー庁長官官房総務課需給政策室（以下「担当者」という。）と相談の上で決定することとする。

(2) 中長期の世界と日本の産業構造・市場変化の分析

各国の政策・技術動向の調査に基づき、現状の世界の主な経済・市場見通しから、各国政策による影響を考慮した、定性的かつ定量的な予測・分析を行う。

また、日本の分析においては、担当者と相談の上、既存のエネルギー需給見通しの分析手法、2050年のCO₂排出目標、GX基本方針などを参考にしつつ分析を行う。なお、その際の諸元等の設定は、担当者との協議に基づき、決定することとする。

(3) グリーンに係る技術分野の海外優位比較と内外市場規模分析

日本のGX関連技術について、その量・質を評価し、海外との優位性の分析を行う。また、分析した技術が及ぼす獲得市場規模の内外分析を行うとともに、国内市場・産業構造がどのように変化するか、定性的・定量的に評価を行う。

また、必要に応じてマクロ的な分析では見えない個別事情についても検討・考慮する。なお、どのような指標で評価するかは担当者との協議に基づき、決定することとする。

(4) GXによる日本の産業構造変化シナリオ、GX投資ポートフォリオの作成

上記(1)(2)(3)を踏まえて、産業分野ごとに、どのようなシナリオを元に成長するかを想定し、またその際に採用すべき評価軸についてもシナリオごとに検討する、
<想定されるシナリオ例>（※以下の例に限定されるものではない）

経済成長優先シナリオ

海外移転制約の有無 など

(5) GX分野・技術・事業の国内・国外における強み弱み等の評価

GXの支援対象分野の個別技術において、当該分野の類似技術と国内外の市場を勘案し、そのSWOT分析を行う。その際には、(4)のシナリオを念頭に、どこ（国内、欧米、アジア等）で、どのように市場獲得することか可能なのか等を検討する。

(6) GX技術を導入し、事業化した際の経済・排出削減の波及経路の特定と波及効果の

推計

(5) の分析をもとに、当該技術・事業によって獲得できる国内外それぞれの市場規模/削減規模の評価を行うとともに、当該技術によって関連する産業に与える影響の経路を想定し、関連産業のCAPEX/OPEXのコスト増減・市場獲得/喪失・CO₂排出量削減を試算する。

併せて、担当者と相談の上、産業構造変化シナリオを踏まえた分野・技術・事業の道行きを想定する。

(7) GX技術・事業のステージ評価と適切な支援方法の評価

(5) を踏まえ、当該技術ステージの一定の評価に基づき、事業サプライチェーンも勘案し、具体的に各種の支援形態（出資・債務保証・補助など）のコスト効率性や、市場獲得可能性などを評価・検証を行う。

(8) 政府支援を行ったGX技術・事業の評価

実際に政府支援を行ったGX技術・事業に対して、フォローアップに適切なKPI（投資額・技術成熟度・競争優位性・経営者のコミットメント等）の設定を検討し、評価・検証を行う。

(9) その他

(ア) 上記に掲げる事項の他、各事業を実施する上で必要となる事項については、適宜、担当者と調整の上で実施する。

(イ) 委託契約締結日から委託契約終了日までの間、最低でも1ヶ月に1度程度、担当者と打合せを行い、進捗状況の報告を行う。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和6年3月29日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分

な管理能力を有していること。

- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：150,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。
 - ※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
 - ※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
 - 支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

- (1) 募集期間
 - 募集開始日：令和5年5月19日（金）
 - 締切日：令和5年6月8日（木）12時必着
- (2) 説明会の開催
 - 開催日時：令和5年5月26日（金）14時～15時
 - 説明会への参加を希望する方は、10. 問い合わせへ5月25日（木）18時まで

にご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）説明会出席登録」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に2名までお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承下さい。

（3）応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）申請書」と記載してください。

- ・申請書（様式1）＜申請書1部＞
- ・企画提案書（様式2）＜4部、電子媒体（CD-R等）1部＞
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）＜1部＞
- ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表＜1部＞

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

（4）応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房総務課需給政策室

「令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）」担当宛て

- ※ F A X及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。
なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあり

ますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

	例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託費	発注者（国）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房総務課需給政策室

担当：藤森、放生

FAX：03-3501-2096

E-mail：fujimori-shintaro@meti.go.jp, hojo-wakana@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号
※記載不要

経済産業省 へ

令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）」申請書

申請者	企業・団体名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和5年度「エネルギー需給構造高度化対策調査等事業（エネルギー需給構造及び産業構造調査）」
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 各業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等） * 外注、再委託を予定しているのであればその内容
5. 情報管理体制
* 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を提示すること。（別添様式にて提示）
6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
* 女性活躍推進法に基づく認定（労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況 * 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

7. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。	
I 人件費	
II 事業費	
①旅費	
②会場費	
③謝金	
④補助職員人件費	
III 再委託費	
IV 一般管理費	
小計	
V 消費税及び地方消費税	
総額	千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。）

(別添様式)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		しめい 氏名	住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号(※4)
情報管理 責任者(※ 1)	A						
情報取扱 管理者(※ 2)	B						
	C						
業務従事 者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

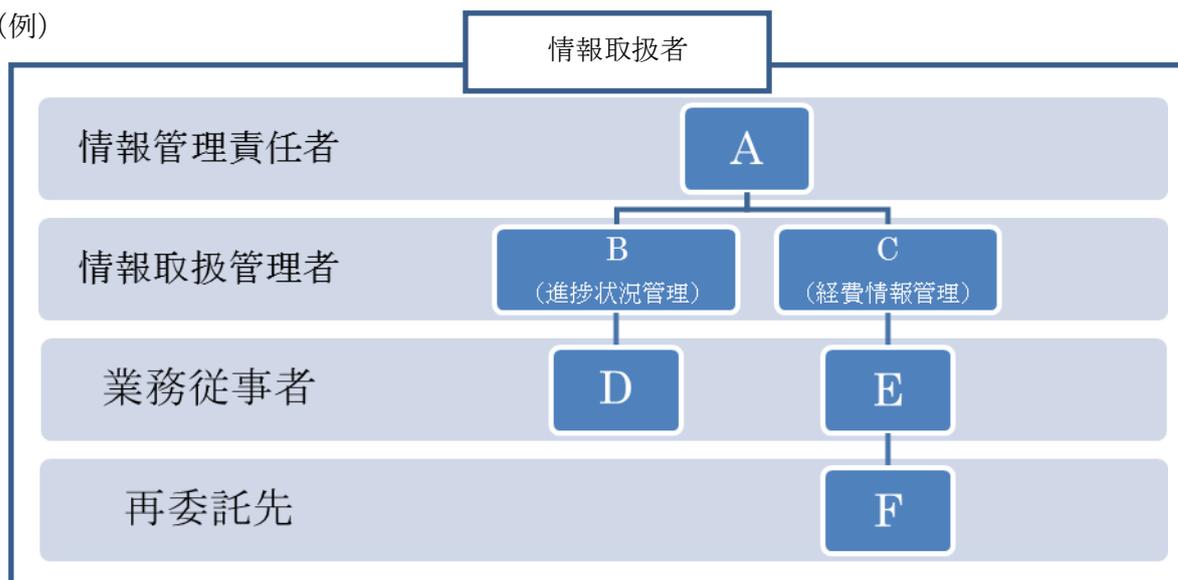
(※2) 本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・ 情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能。

③その他

- ・ 情報管理規則等の内規を別途添付すること